

第3次かまくら人権施策推進指針

鎌倉市

令和6年（2024年）3月

目次

第1章	第3次かまくら人権施策推進指針策定にあたって	
1	人権施策推進指針策定の経緯	1
2	第3次かまくら人権施策推進指針策定の趣旨	1
3	指針の位置付け	2
4	人権を取り巻く動向	2
第2章	基本理念と基本方針	
	基本理念	4
	基本方針	5
第3章	施策推進の取組	
1	共通施策	
(1)	すべての人の人権	6
(2)	暴力の根絶と人権	9
2	分野別施策	
(1)	ジェンダー平等と人権	10
(2)	子どもの人権	12
(3)	高齢者の人権	15
(4)	障害者の人権	17
(5)	外国につながるのある人の人権	19
(6)	多様な性の尊重	21
(7)	災害発生時の人権	22
(8)	同和問題	23
(9)	生活困窮者等の人権	24
(10)	さまざまな人権	25
第4章	施策の推進体制	
1	市の役割	26
2	施策の進行管理	26
第5章	市民、地域の団体、事業者の皆さんへ	
1	市民の皆さんへ	27
2	地域の団体の皆さんへ	27
3	事業者の皆さんへ	28
	参考資料	29

第1章 第3次かまくら人権施策推進指針策定にあたって

1 人権施策推進指針策定の経緯

本市は、昭和33年（1958年）に他の地方公共団体に先駆けて「平和都市宣言」を行い、さらに、昭和48年（1973年）には、お互いの友愛と連帯意識を深めることをうたった「鎌倉市民憲章」を制定しました。また、その精神を基調として平成7年（1995年）9月に策定した「第3次鎌倉市総合計画」では、「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち」を基本方針の一つに掲げ、一人ひとりの基本的人権が尊重され、人種・国籍・性・出身・障害などにより差別を受けることがなく、誰もがあらゆる分野に参画できるまちを目指すこととしました。

その後、人権施策を進めるための基本理念、方向性などを示す基軸とするため、平成16年（2004年）3月に「かまくら人権施策推進指針」を策定し、指針に基づく様々な人権施策を展開してきました。また、女性、子ども、障害者、高齢者などをとりまく人権課題の多様化やインターネットを通じた人権侵害、東日本大震災を経て明らかとなった災害弱者といわれる方々の人権など、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題へ対応するため、平成26年（2014年）にこの改訂を行いました。

2 第3次かまくら人権施策推進指針策定の趣旨

平成26年（2014年）の改訂以降、人権を取り巻く社会情勢はさらに大きく変化しました。性的マイノリティの方々への人権課題や、ヘイトスピーチの問題などの新たな人権課題が顕在化するとともに、それらに伴う法整備も進んでいます。また、コミュニケーションツールや生活インフラとしてより身近になったインターネットやSNS*の普及により、世界中の人と容易につながることができるようになった反面、個人への誹謗中傷やプライバシーの侵害といった深刻な問題が生じています。

令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、患者や医療従事者等に対する差別や偏見など、いわゆる「コロナ差別」といわれる人権侵害が生じました。また、女性や若者の自殺者数の増加や非正規雇用労働者の雇止めなど、社会的に弱い立場にある人ほど大きな影響を受け、コロナ禍によって人権問題がより深刻化したと考えられます。

本市では、平成31年（2019年）4月に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行しました。この条例は、市の取組全体の土台となる共通認識として、本市の「共生社

会の実現」に向けた取組の推進に係る基本理念、施策の基本事項などを定めたものです。

現在の状況を踏まえ、変化する社会情勢に伴う新たな人権課題に対応していく際の基本理念、方向性を改めて確認し、本市が共生社会として目指す「市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる社会」を実現させるため、これまでのかまくら人権施策推進指針改訂版を見直し、「第3次かまくら人権施策推進指針」として策定するものです。

*SNS：「Social Networking Service」の略で、インターネット上の社会的ネットワークのこと

3 指針の位置付け

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する、地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策の一環として位置付けます。

また、この指針は、第3次鎌倉市総合計画の将来都市像の実現に向けた将来目標の一つである「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち」の実現及び「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」における共生社会の実現を目指し、鎌倉市が人権尊重の視点により施策を推進していくための基本理念や基本方針、施策推進の方向性とその取組などを示すものです。

4 人権を取り巻く動向

(1) 国際社会

昭和23年(1948年)12月10日に国際連合(以下「国連」という。)で採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。その後、国連は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(昭和40年(1965年))、「国際人権規約」(昭和41年(1966年))、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(昭和41年(1966年))、「児童の権利に関する条約」(平成元年(1989年))、「障害者の権利に関する条約」(平成18年(2006年))などを通じて国際的な人権保障の確立に努めてきました。また、教育・啓発などを通じて人権尊重の理念を世界中に広めるため、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの期間を「人権教育のための国連10年」と決めました。

平成27年(2015年)には、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、全世界が令和12年(2030年)までに達成すべき行動目標として「持続可

能な開発目標（SDGs）が掲げられました。このアジェンダでは「誰一人取り残さない」「すべての人の人権を実現する」と宣言されています。



(2) 国内

昭和 22 年（1947 年）年 5 月に、日本国憲法が施行されました。憲法第 11 条では、すべての国民に「基本的人権」を保障し、第 14 条では「法の下での平等」がうたわれています。

その後、国連において人権関連諸条約が採択される流れの中、これらの諸条約を批准するとともに、「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受け、平成 9 年（1997 年）7 月に「国内行動計画」が策定されました。

また、平成 12 年（2000 年）12 月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成 14 年（2002 年）3 月に策定され、人権教育・啓発の効果的な推進が求められました。

個別分野の法としては、近年では人権三法ともいわれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「孤独・孤立対策推進法」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など、人権に関する各種法整備が行われています。

第2章 基本理念と基本方針

基本理念

1 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくり

人権は、すべての人が生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。日本国憲法では、これを基本的人権として、侵すことのできない永久の権利として保障していますが、今なお、人種や国籍、性、障害などに対する様々な人権問題が発生しています。人権問題は、問題が起こることを恐れて、出会いを避け、お互いが無関心を通して、交流し合わなければ、一見問題は起きないように見えますが、それでは、人権問題に関する真の解決にはなりません。

平成26年度（2014年度）を初年度とする本市の第3期基本計画では、基本構想の将来目標のひとつである「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち」を目標に掲げ、人権施策の充実の方向性を「市民一人ひとりの人権が尊重される社会の形成を目指します」と表現しています。

人との出会いを大切にし、一人ひとりの基本的人権を尊重し、人種・国籍・性・出身・障害・年齢などによる差別を受けることなく、誰もが人として尊重されるまちづくりを目指します。

2 多様性を認め、互いを思い、安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会であり、様々な人権問題を解決していく礎となる考えです。

多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる共生社会を、本市において実現することを目指します。

3 平和を希求し、世界に開かれたまちづくり

本市は、人類普遍の願いである平和を希求し、他の地方公共団体に先駆けて「平和都市宣言」を行いました。国際都市『鎌倉』として、国籍の違いを越え、互いの文化を認め合い、相互に交流、協力し合うまちを目指します。

基本方針

- 1 鎌倉市は、共生社会の実現を目指し、すべての施策において、人権尊重の精神に基づいた取組を進めます。
- 2 すべての市職員は、人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚と問題意識を持ちながら業務に当たることが求められることから、研修等を通じ、人権感覚の研さんに努めます。
- 3 人権問題は、社会全体で解決すべき課題であり、鎌倉市は、市民、地域の団体、事業者等と連携しながら人権施策を進めます。

第3章 施策推進の取組

1 共通施策

年齢や性別を問わず、すべての人に共通する人権に関する現状と課題を整理し、人権尊重の視点から、分野を横断した包括的な施策を推進するための方向性と取組を示します。

(1) すべての人の人権

【現状と課題】

本市では、年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などがそれぞれ異なる中で、多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会を目指し、平成31年(2019年)4月に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。また、この共生社会の実現を推進するため、令和2年(2020年)4月に策定した第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画では、各分野において「SDGs」、「共創」と共に「共生」の視点に配慮した計画としました。

本指針においても、すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、すべての人の人権に係る啓発や支援の取組を進めます。

また、社会情勢や世帯構造の変化に伴い、現在は世帯が抱える課題が複雑化、複合化しており、介護や障害福祉などの従来の個別の制度的支援だけではなく、様々な関係機関の連携による世帯全体への包括的な支援が必要となっているほか、社会参加を通じた地域における支援など、あらゆる行政資源や地域資源、民間資源を活用した支援が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、「重層的支援体制整備事業」を令和4年(2022年)4月からスタートさせました。この事業は、「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業であり、関係機関との連携などによる包括的な支援を目指します。さらに、令和6年(2024年)4月に「鎌倉市ケアラー支援条例」を定めることを予定しており、家族の介護などを行うケアラーの支援に関する基本理念や各機関の役割、基本的事項を定め、すべてのケアラーが孤立することなく、自らが望む形で社会との関わりを持ち、必要な支援とつながることができるよう支援していきます。

また、国では、社会から孤立していることなどにより生きづらさを抱えている人々を支援するため、令和6年(2024年)4月に「孤独・孤立対策推進法」を施行することか

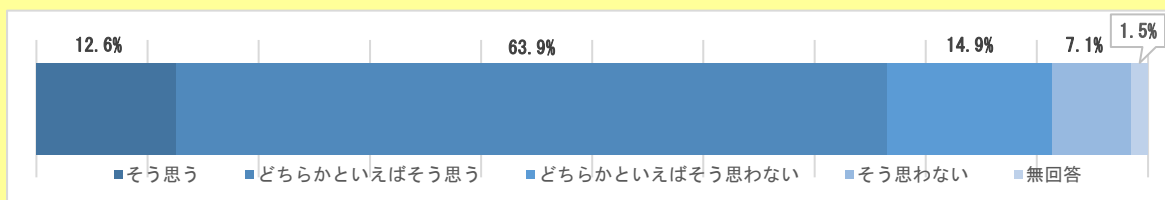
ら、本市においても官民連携により、日常生活や社会生活における孤独・孤立、またひきこもりなどへの支援を進めるほか、自殺対策の充実を図ります。

現代社会はパソコンやスマートフォン、タブレット機器の普及により、情報収集や発信、コミュニケーションツールとして子どもから高齢者まで幅広い年齢層においてインターネットの利用は生活に欠かせないものとなっています。

インターネットは非常に利便性の高い生活上のツールであるとともに、一方において、ソーシャルメディアにおける匿名性や利用の手軽さから、個人や特定の団体に対する誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害、SNSいじめなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。鎌倉市の市立小・中学校ではICT*を活用した教育を推進しており、インターネットの特性や適切なコミュニケーション方法、情報リスクなど、インターネット上における人権侵害が生じないための情報モラル教育や啓発を進めます。

*ICT：Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

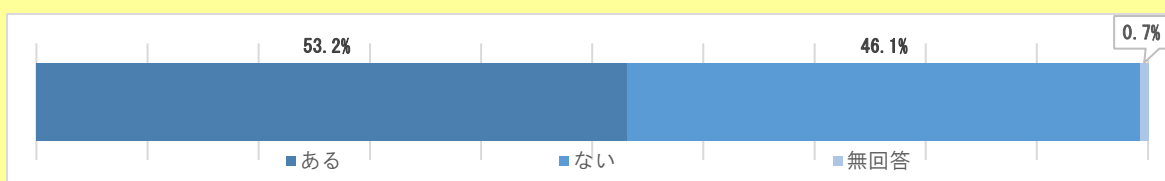
あなたは、鎌倉市は人権が尊重される社会となっていると思いますか。



鎌倉市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、社会に参画することのできる「共生社会」が実現しているまちだと思いますか。



あなたは、ご自身や周囲の生活課題等について、身近なところに相談できる人や相談できる場所がありますか。



●出典：鎌倉市市民意識調査（令和5年2月実施）
[回答者数=859]

【特に重要な取組】

- ① すべての人が安心して自分らしく暮らせるための意識づくり
(人権教育の推進)
 - ・ 保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育(人権啓発の推進)
 - ・ ホームページやSNSなどによる人権関連情報の提供と講座等の開催による人権啓発(人権研修の推進)
 - ・ 相談業務や社会的に弱い立場の市民に関わる職員に対する人権教育の充実
 - ・ 学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実
- ② 誰でも相談・支援できる体制の整備
 - ・ 法務局・県・人権団体等と連携した人権侵害の未然防止や被害者の救済
 - ・ 包括的な相談体制の整備と関係機関との連携の強化
 - ・ 様々な困りごとへの相談窓口の周知
- ③ 自殺対策・孤独孤立対策・ひきこもり対策
 - ・ 自殺に追い込まれそうになっている人のサインに気づき、必要な支援につなげる体制づくり
 - ・ 孤独孤立対策官民連携プラットフォームによる地域情報などの可視化
 - ・ ひきこもりの状態にある方やその家族等に対する相談支援や居場所の提供
- ④ 人権尊重の視点に立った情報モラルの啓発と教育
 - ・ インターネットによる人権侵害が生じないための啓発
 - ・ 小・中学校におけるICT教育を通じ、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めながら、インターネット上における人権侵害が生じないようにするための啓発と教育

(2) 暴力の根絶と人権

【現状と課題】

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面において、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。ハラスメントの種類は多様がありますが、特に職場における「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」などを防止するため、労働施策総合推進法の改正により事業主によるハラスメント対策が義務化されました。

また、配偶者等からの暴力（DV）は家庭内の問題と捉えられ、表面化しにくく、被害者のなかで潜在化してしまう傾向があります。暴力の被害者は常に不安と緊張を強いられ、萎縮しながら社会から孤立していき、生きる気力すら失いかねません。DVを社会問題として認識し、被害が起こらないように、また、深刻化しないように予防する取組が必要です。暴力は人権侵害であり、「犯罪」行為であるという認識を社会全体で高めるとともに、被害者が早期に自分の被害に気づくことができるよう、広報・啓発事業の充実を図ります。

国では、令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、さらに令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間を「更なる集中強化期間」としました。性犯罪や性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼすものです。また、性犯罪や性暴力に対しては、被害者が相談を躊躇してしまう傾向があります。本市においても、引き続き、国・県と連携しながら、性犯罪や性暴力の根絶に向けた対策を行っていきます。

【特に重要な取組】

- ① あらゆるハラスメント行為の根絶
 - ・ 職場や地域、家庭など、様々な場面におけるハラスメント防止のための啓発及び相談支援
- ② 配偶者等に対する暴力の根絶
 - ・ 男女共同参画社会実現を阻害する暴力行為を根絶するためのDV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援
 - ・ 暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発
- ③ 性犯罪・性暴力の根絶
 - ・ 性犯罪・性暴力防止に向けた意識啓発及び相談窓口などの情報提供

虐待への対策については、2分野別施策の各分野における【特に重要な取組】に記載します。

2 分野別施策

ジェンダー、子ども、高齢者、障害者などの現状と課題を分野別に整理し、人権尊重の観点から、施策を推進していくための方向性と取組を示します。

(1) ジェンダー平等と人権

【現状と課題】

平成27年（2015年）9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核である持続可能な開発目標（SDGs）では、目標5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられ、世界共通の目標としてジェンダー平等を目指すこととなりました。しかしながら、世界経済フォーラム（WEF）が発表している令和5年（2023年）のジェンダーギャップ指数*において、日本は146か国中125位という結果であり、国際社会においては男女格差への取組が遅れている状況です。

ジェンダー平等社会とは、性別に関わらず、平等に責任、権利及び機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆく社会のことをいいます。しかし、現状では、女性は行政等の政策・方針決定過程へ参画する機会が少ない状況です。

本市では、令和4年（2022年）3月に策定した「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」において、社会情勢の変化を捉え、生物学的性別のみならず、社会的・文化的に形成された性別である「ジェンダー」における公平性を求め、性別による役割やその相互関係の平等を目指すこととしました。

令和5年（2023年）5月に交付された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」においても、「女性の福祉」「人権の擁護や尊重」「男女平等」の視点が明確に規定され、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

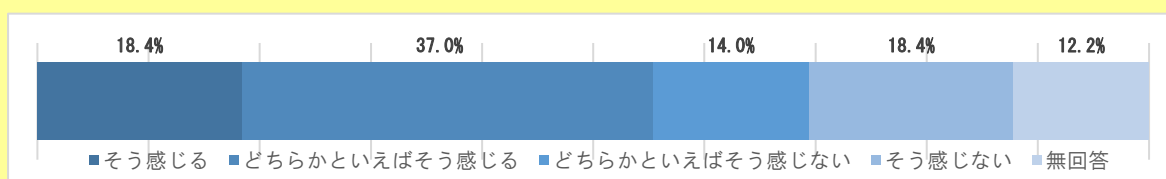
性別に関わらず誰もが互いの違いを受け入れ、個性や能力を尊重し合い、一人ひとりを大切にすることで、人権尊重の意識やジェンダー平等意識を形成し、固定的な性別役割分担や性別の違いに関する偏見、固定観念、無意識の思い込みなどの解消を目指します。

*ジェンダーギャップ指数：経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標

あなたは、「男性は外で仕事、女性は家で家事や育児」といった、性別による固定的な役割分担があるべきだと思いますか。



あなたは、現在仕事と生活のバランスが取れていると感じますか。



●出典：鎌倉市市民意識調査（令和5年2月実施）
[回答者数=859]

【特に重要な取組】

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画
 - ・あらゆる分野において女性の参画を進めるため、審議会等附属機関への女性委員登用を推進
 - ・事業所や各種団体等に対する女性の職域拡大推進のための啓発
- ② 固定的性別役割分担意識の是正
 - ・固定的性別役割分担意識の是正に向けた啓発
 - ・ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり
- ③ 困難な問題を抱える女性への支援
 - ・複合的な課題を抱える女性への支援体制の充実、関係機関との連携

(2) 子どもの人権

【現状と課題】

少子化や核家族化に伴い、子育てにおける価値観が多様化する中で、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、一人ひとりに寄り添った支援とその充実を図る必要があります。

国においては、すべての子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」が施行されました。

本市では、すべての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく育つことができるよう支援するため、その基本理念、基本となる施策及び必要事項を定めた「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を令和2年（2020年）3月に施行し、また、令和6年（2024年）4月に施行を予定している「ケアラー支援条例」では、特にヤングケアラーに対し、子どもの権利及び利益が尊重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるよう支援を行うこととしています。

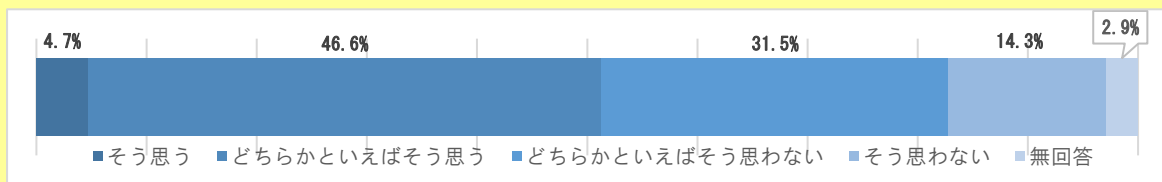
児童虐待に関しては、年々、相談内容が複雑化・複合化しており、関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止対策（虐待の未然防止、早期発見・早期対応）を進めていくことが重要です。

また、令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることや、昨今の物価の上昇などから、多くの方が生活に困窮する状態に陥っている現状があり、子どもたちへ影響が生じています。子どもの貧困は、経済的な面だけでなく、健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利を侵害するとともに、社会的孤立にも繋がる深刻な課題となっています。

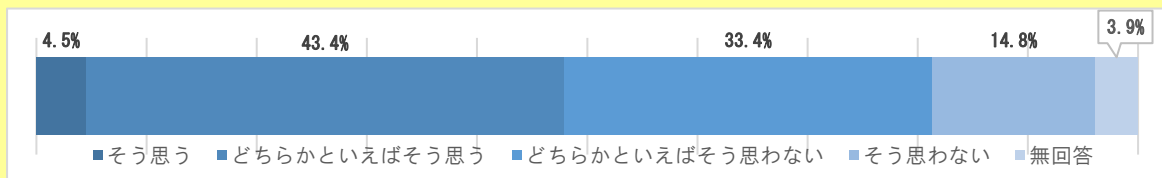
教育現場においては、不登校やいじめ、個々の児童生徒が持つ多様な教育的ニーズへの対応が急務となっており、多様な学びの場の確保やインクルーシブ教育の充実などを通して、個別最適な配慮をしていくことが求められています。

心の問題に関する支援ニーズも増加しており、困ったときにいつでも相談できる体制の充実や、医療、福祉などの専門機関との連携が求められています。

鎌倉市は、地域全体で子育てが支えられているまちだと思いますか。



鎌倉市は、子育てに関する情報が得やすいまちだと思いますか。



●出典：鎌倉市市民意識調査（令和5年2月実施）
[回答者数=859]

【特に重要な取組】

- ① 子どもの権利や安全の確保
 - ・「こども基本法」「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知等、子どもの人権尊重や擁護に関する啓発
 - ・家庭や地域など生活する場ごとに子どもの権利を保障する仕組みづくり
 - ・人格を持った個人として子どもを尊重する意識の醸成
 - ・ヤングケアラーの理解促進と支援体制の充実
 - ・子どもの意見を聴く機会の確保と意見の尊重
- ② 児童虐待の未然防止策と対応の充実
 - ・「鎌倉市要保護児童対策地域協議会」における児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進
 - ・虐待防止意識の啓発
- ③ 子どもの貧困対策
 - ・ひとり親家庭をはじめとする支援体制（教育、経済面等）の充実
- ④ いじめ対策・相談体制の充実
 - ・児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送るための啓発と相談体制の推進
 - ・端末を利用した「子どもSOS相談フォーム」やいじめ相談専用の「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」等を活用した相談方法の充実及び早期対応の推進
 - ・専門的な知識や技能を持つスクールソーシャルワーカー等による児童・生徒の生活環境面への支援
- ⑤ 多様な学びの場の保障
 - ・校内フリースペースの充実、学びの多様化学校（不登校特例校）の設置など、不登校児童生徒のニーズ、環境に応じた多様な学びの場づくり
 - ・フリースクール等民間機関等との連携

(3) 高齢者の人権

【現状と課題】

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和5年（2023年）10月1日時点において53,336人であり、高齢化率（総人口に占める65才以上人口の割合）は30.31%となっており今後も高齢化が進んでいくものと推測されます。令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、これに伴う認知症高齢者の増加も見込まれています。

認知症などで判断能力が低下した場合、介護保険サービスをはじめ必要なサービスを選択することや契約を行うことが難しくなり、その人らしい生活を営むことができなくなるおそれがあります。また、虐待や介護放棄など、人権に関わる深刻な問題が生じる場合もあるため、虐待等権利侵害の対象になりやすい高齢者の権利擁護に取り組んでいく必要があります。

令和5年（2023年）6月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が成立しました。この法律では、認知症となっても個人の尊厳を保持し、希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生できる社会を目指し、認知症の理解啓発や権利擁護の推進など、高齢者自身がいきいきと暮らしていくための環境づくりが求められています。この法律を踏まえ、本市においても認知症の人を支える体制づくりに取り組みます。

一方で、人生100年時代を迎え、趣味や健康増進、社会貢献、仕事などに意欲的に取り組み、活動的に暮らしている人も増えています。いくつになっても社会参加を通じて生きがいや自己実現の機会を持ち続けることは、住み慣れた地域で尊厳ある生活を実現することにつながります。本市では、健康で意欲のある高齢者自身が、地域社会の一員として、長年培った経験や知識を生かし、いつまでも生きがいや役割をもって暮らせる、生涯現役社会の構築を目指します。

これらを踏まえ、令和6年（2024年）3月に策定する「第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢になり様々な社会生活上の困難を抱えた場合でも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域社会を実現するため、地域ケア体制の充実をはじめ、認知症への理解の促進や認知症本人とその家族への支援の充実、高齢者の社会参加の推進などの施策に取り組んでいきます。

【特に重要な取組】

- ① 高齢者虐待防止対策の推進
 - ・ 高齢者虐待予防の周知・啓発の推進
 - ・ 高齢者への虐待対応や防止における地域や関係機関等による高齢者本人・家族の支援と連携協力体制の充実
- ② 成年後見制度の利用促進
 - ・ 判断能力が不十分な人の権利を保護するための成年後見制度の周知・啓発
 - ・ 成年後見制度の利用支援、弁護士等による専門相談などの「成年後見センター」の運営や、市民後見人の養成など、成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進
 - ・ 中核機関である成年後見センターを中心に、成年後見制度に関わる相談機関や専門職、司法機関等から構成される協議会を通じた地域の連携ネットワークの構築
- ③ 地域ケア体制の充実
 - ・ 地域包括支援センターの機能の充実と質の確保
 - ・ 関係機関・関係団体等のネットワーク強化による、地域における支援体制の充実
- ④ 認知症の人を支える体制づくり
 - ・ 認知症やその予防も含めた知識等の普及・啓発
 - ・ 認知症本人への支援や認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築
- ⑤ 高齢者の社会参加、就労の促進
 - ・ 高齢者雇用促進事業やシルバー人材センターを活用した就労機会の充実
 - ・ 老人クラブの充実や地域活動団体への支援
 - ・ 老人福祉センターの充実や多世代交流の促進

(4) 障害者の人権

【現状と課題】

平成23年(2011年)に「障害者基本法」が改正され、共生社会の実現、社会参加の機会の確保、差別の禁止、療育、相談体制の整備、障害特性に応じた防災・防犯施策、選挙や司法手続きにおける配慮などの項目が新設されました。また、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称：障害者差別解消法)が施行され、この法律では行政機関等や事業者による障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供等が明記され、令和3年(2021年)の改正では、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

重大な人権侵害である障害者虐待について、本市に設置している鎌倉市障害者虐待防止センターに寄せられる相談件数が増加しており、虐待相談に適切かつ迅速に対応するためには、関係機関との連携が不可欠です。

令和4年(2022年)には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、共生社会の実現を目指し、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項が定められました。本市においては、国に先行して令和3年(2021年)7月に「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会確保に関する条例」を施行しました。

また、令和6年(2024年)に策定する「鎌倉市障害者基本計画(第4期)」及び「鎌倉市障害福祉サービス計画(第7期)」では、「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を将来目標として定めています。将来目標実現のための基本的な視点として、「地域社会における共生」、「差別の禁止」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」及び「障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援」を挙げました。目標の実現を目指し、施策・事業の推進に取り組めます。

教育の面では、教育に対するニーズの多様化により、個に応じた支援が必要なことから、インクルーシブ教育を推進し、個人が尊重された一人ひとりに最適な教育体制の充実を目指します。

障害の有無に関わらず、誰もが社会生活に参加でき、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、障害への理解を深めることを目指します。

【特に重要な取組】

① 障害者への理解の促進

- ・障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業の推進
- ・子どもの頃から互いの多様性を理解し、尊重することのできる「地域で共に学び、共に育つ」教育環境づくりの推進

② 障害者の虐待防止の推進

- ・障害者虐待防止センターを中心とした障害者虐待防止のための啓発、障害者虐待の未然防止・早期発見、本人や家族等への支援

③ 成年後見制度による障害者の権利擁護の推進

- ・知的障害や精神障害などにより物事を判断することが困難な方における成年後見制度の周知・啓発
- ・成年後見制度の利用支援、弁護士等による専門相談などの「成年後見センター」の運営や市民後見人の養成などの成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進

④ 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- ・安心して暮らすことができるバリアフリー環境の整備
- ・災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保等に関する関係機関との連携強化
- ・避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実

⑤ ライフステージに応じた相談支援体制の推進

- ・基幹相談支援センターを中核とする地域での相談支援のネットワークの強化による障害者の個々の状況に応じた支援の推進
- ・支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進

⑥ インクルーシブ教育の推進

- ・特別支援教育の充実
- ・インクルーシブ教育の理解と啓発を進める人材の確保と育成
- ・共生社会の実現を目指した連携体制の充実

⑦ 障害者の社会参加の推進

- ・障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進
- ・障害者の日中活動に関するサービス提供体制の充実や移動の支援の充実による社会参加の支援

(5) 外国につながるのある人*の人権

【現状と課題】

本市には、令和4年（2022年）3月現在において、69か国1,643人の外国人市民が暮らしています。10年前の平成24年（2012年）においては1,222人であったことから、市内で生活する外国人市民が増えていることがわかります。観光で鎌倉を訪れる外国人も多く、国籍や文化の違いを理解し、共に地域社会を支える多文化共生社会の推進を図るとともに、様々な困難を抱えながら生活している外国人及び外国につながるのある人の人権を擁護する取組が必要です。

本市は令和5年（2023年）6月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のグローバルキャンペーン「難民を支える自治体ネットワーク」に署名しました。本市とUNHCRは自治体レベルでの難民支援の拡大に向けた連携強化に取り組めます。

また、近年は、特定の民族や国籍の人であることのみを理由として日本社会から排除することを目的とした差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が問題となっています。このような人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長する行動は許されるものではありません。平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」（通称：ヘイトスピーチ解消法）が施行され、外国につながるがあることを理由とする不当な差別的発言の解消に向けた取組を推進していくこととなりました。

本市においても、国や県の動向を踏まえ、実効性のある取組を進めます。

*外国につながるのある人…外国籍の市民及び国籍・民族・文化など様々な背景（例えば日本国籍であっても母語が日本語ではない等）を持った市民のこと。

鎌倉市は、異なる国籍や民族の人々がお互いの文化を認め、相互に交流、協力しあえるまちになっていると思いますか。



鎌倉市は、外国人の方が住みやすいまちだと思いますか。



●出典：鎌倉市市民意識調査（令和5年2月実施）
[回答者数=859]

【特に重要な取組】

- ① 多言語による情報提供の推進
 - ・ 日常生活や災害時に対応する情報の多言語化
- ② 多文化共生社会の推進
 - ・ 日本語の理解が十分ではない児童・生徒への日本語指導の支援等の充実
 - ・ 国籍の違いを越え、言語、文化、習慣の違いを互いに理解し、安心して暮らせる地域社会を目指した市民及び市民団体における国際理解・交流の推進
 - ・ 国・県・関係団体等と連携したヘイトスピーチ撲滅のための啓発の推進

(6) 多様な性の尊重

【現状と課題】

性的マイノリティの当事者は、少数派であるために周囲の人の無理解や偏見から、様々な困難を抱えることがあります。また、家族や友人などに相談できないこと等により、孤立感や将来への不安を抱える場合があります。

令和5年（2023年）6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（通称：LGBT理解増進法）は、性的指向*又はジェンダーアイデンティティ*の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした法律であり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解増進に関する施策の推進に向けて基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割を明らかにしています。

すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現するためには、様々な「違い」を「個性」と捉え、互いに認め合うことが必要です。

本市では、国、県との連携を図りつつ、性のあり方の正しい理解を促進し、性的マイノリティの人々を支援します。

*性的指向…恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

*ジェンダーアイデンティティ…自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

【特に重要な取組】

- ① 多様な性を尊重する啓発活動・教育の推進
 - ・国や県と連携した啓発活動・教育の推進
- ② 多様な性を尊重する環境づくりの推進
 - ・パートナーシップ宣誓制度の周知、拡充
 - ・申請書等の性別欄の見直し
- ③ 相談・支援の推進
 - ・県や民間団体と連携した相談支援の充実

(7) 災害発生時の人権

【現状と課題】

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災では、避難所における女性や子どもに対する暴力や避難所運営での女性への加重負担、発災時被災対応に迫られた従事者の激務等、様々な人権問題が浮き彫りとなりました。また、原子力発電所事故により被災地の水産業等に対する風評被害も起きています。

災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしのすべてを奪い、理不尽な苦しみを強いるものであり、災害そのものが被災者の人権を大きく損なわせるといえます。災害に襲われれば、誰しも自分のことで精一杯になってしまい、他人を思いやる余裕もなくなってしまいます。だからこそ、被災者の人権を守ることをいつも以上に意識しながら支援や復興に当たることが大切です。令和3年(2021年)5月の災害対策基本法の改正では、個別避難計画の策定が市において努力義務化されました。また、避難所の運営においては、安全管理体制の確保、多様性への配慮に加え、プライバシーの確保やライフステージに応じた備蓄品の確保など様々な課題が残されています。

県の津波浸水予測による最大クラスの津波が襲来した場合には、防災施設整備などハード面からの防災対応には限界があり、自らの命と生活を守ることができるよう徹底した防災教育を行うなどソフト面での対応が重要です。

少子高齢化の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化など、社会環境の面でも地域における災害脆弱性の拡大と深刻化が懸念されています。自分の身を守るため、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の重要性を再認識し、きずなを大切にした地域のつながりを築いていくことが大切です。

【特に重要な取組】

- ① 防災に関する男女共同参画・多文化共生社会の推進
 - ・避難所における性別、年齢、障害の有無、文化等の違いに関係なく、すべての人々が安心して過ごせる人権擁護の視点に配慮した生活環境づくり
 - ・防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大
- ② 避難行動要支援者に対する支援
 - ・災害対策基本法による避難行動要支援者支援制度による災害時の要支援者情報の庁内での共有・把握及び平常時における支援体制の整備
 - ・高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、地理に不案内な観光客、言葉や習慣に慣れていない外国人等に対する避難誘導、十分な情報提供などの支援

(8) 同和問題

【現状と課題】

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別であり、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害される人権問題です。

昭和 44 年（1969 年）「同和対策事業特別措置法」が施行され、平成 14 年（2002 年）3 月末に特別措置法による事業を終了するまで、様々な施策が全国的に実施されてきました。

しかしながら、依然としてインターネット上での差別的な書き込みなど、同和問題に関する差別意識が存在しています。本市では、平成 28 年（2016 年）に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国や県と連携し、人権教育や啓発活動等を推進するほか、身元調査を目的とした戸籍関係書類の不正取得の抑止に努めます。

また、えせ同和行為は、同和問題の解決を阻害する要因ともなっているため、排除に向けた取組を進めます。

【特に重要な取組】

- ① 同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進
 - ・ 同和問題の正しい理解と認識を深め、偏見と差別のないまちづくりの実現を目指した啓発
 - ・ 基本的人権を尊重することを基盤に、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる学校教育の推進
- ② 個人情報の保護
 - ・ 就職・結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報漏えいを防ぐための戸籍等不正取得防止の徹底
- ③ えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進
 - ・ 同和問題を口実とした企業や行政機関等への不当要求の排除に向けた啓発

(9) 生活困窮者等の人権

【現状と課題】

平成 27 年（2015 年）に「生活困窮者自立支援法」が施行され、本市においても生活困窮者の自立と尊厳の確保に配慮しつつ、包括的な支援体制の構築に努めてきました。

しかしながら、国の国民生活基礎調査によると、日本の相対的貧困率は令和 3 年（2021 年）では 15.4% となっており、先進国においては最低水準となっています。相対的貧困率とは、その国の文化水準、生活水準を比較した場合に大多数よりも困窮した状態の割合であり、人口の約 6.5 人に 1 人が困窮状態にあるという計算となります。

令和 2 年（2020 年）からはじまった新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、昨今の物価の上昇などから、多くの方が生活に困窮する状態に陥っている現状があります。多くの企業が休業や営業の制約を余儀なくされたことにより、労働者の一部が解雇されるなど、世帯収入の減少に影響を及ぼす事例が生じました。特に非正規の雇用形態にある労働者はより大きな打撃を受け、年齢や性別を問わず生活困窮が広がりました。また、生活困窮、家庭内の経済的DV、虐待等により生理用品の購入や利用ができない、いわゆる生理の貧困も社会課題となりました。

本市では、生活困窮者等に対し、専門の相談員が一人ひとりの状況を丁寧に聞き取って支援プランを作成し、生活保護制度への適用や就労支援など、自立のための支援を実施しているほか、令和 3 年（2021 年）1 月から市民への食料配布による支援を、また、同年 6 月からは生理の貧困対策を開始しました。

その他、長引く景気の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により就労機会が減少したことや病気などを理由に、ホームレス生活を余儀なくされている人たちが嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害が発生しました。本市では、年に 1 回ホームレスの実態調査として市内を巡回し、ホームレスを含めた生活困窮者の発見と必要な支援の提供を行っています。

ホームレスなどの生活困窮等は社会的課題であり、今後も、生活困窮者等への偏見や差別の解消に向けて、継続した教育や啓発を行っていくとともに、支援が必要な方を確実に支援につなげるよう取り組む必要があります。

【特に重要な取組】

- ① 生活困窮者等への支援体制の充実
 - ・「フードバンクかまくら」による食料支援の拡充
 - ・自立相談支援機関を中心とした関係機関団体等と連携した支援の強化
 - ・ホームレスを含めた生活困窮者へアウトリーチの強化
 - ・「生理の貧困」対策の推進

(10) さまざまな人権

生活様式が多様化・複雑化する現代社会では、これまで挙げた課題のほか、疾病、犯罪被害者、拉致被害者などの様々な人権課題が生じており、これらの課題への取組も進めます。

① 疾病等に関する人権

新型コロナウイルス感染症、H I V感染症、ハンセン病等の感染症について、正しい知識や理解が不十分なことから、患者や元患者、医療従事者等の日常生活において、偏見や差別などの人権問題が生じています。感染症に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消に努めます。

② 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者や家族は、犯罪行為によって生命、身体、財産に対する直接的な被害に加え、誹謗中傷による名誉棄損、報道機関によるプライバシー侵害など二次的被害を受けることがあるという問題を抱えています。

平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」が施行され、これを受け、市においても、支援の取組が求められています。犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について、必要な支援を検討していくとともに、市民の理解を深めていくことが必要です。

③ 拉致被害者の人権

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。また、政府が認定した拉致被害者以外にも北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない事案もあり、国は、関係省庁・関係機関が緊密に連携を図りつつ、国内外からの情報収集や関連する調査・捜査を強力に推し進めるなど、真相究明に努めています。平成18年(2006年)に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、この問題に対する関心と認識を深めるための啓発に国や県などの関係機関と連携し取り組みます。

第4章 施策の推進体制

1 市の役割

- (1) 本市のあらゆる施策において人権が尊重された取組を推進します。
- (2) 職員一人ひとりが人権尊重の趣旨を理解するため、職員に対する人権教育に努めます。
- (3) 人権に関する情報を収集し、関係部署に情報を提供するほか、庁内全体での共有に努めます。
- (4) 市民一人ひとりが人権について正しい理解ができるよう、情報提供や広報活動など、あらゆる機会を用いて啓発に努めます。
- (5) 多様化する人権問題に適切に対応するため、各分野の相談窓口や専門機関との連携を図ります。

2 施策の進行管理

指針に基づく施策の実効性を高めるための進行管理を行います。

- (1) 本市の人権施策は、この指針に基づき推進します。庁内各課において、本指針の第3章「施策推進の取組」における「特に重要な取組」に記載した項目に関連する施策等を行い、年度ごとに庁内の推進組織である「鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会」及び市長の附属機関である「かまくら人権施策推進委員会」に取組状況を報告するとともに、得られた意見を各施策に反映させ、改善などを図りながら各取組の進行管理を行います。
- (2) 人権施策の主な取組状況を市のホームページなどで公開するとともに、事業を通じて人権施策への理解を深め、啓発につなげます。

第5章 市民、地域の団体、事業者の皆さんへ

多様な人権施策を行うには、行政機関だけではなく、市民・地域の団体・事業者等すべての方々の理解と協力が必要不可欠です。地域社会全体が人権尊重の意識を持つことにより、指針の基本理念の実現が可能となります。

1 市民の皆さんへ

今、家庭、学校、企業、施設など社会のなかで、様々な人権問題が起こっています。令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大では、患者や医療従事者とその家族に対する差別や偏見が生じました。同時に私たちの日頃の生活の中で人権問題を改めて考えるきっかけともなりました。人権意識を持つということは、他人の特別な問題ではなく、自分自身の問題として人に寄り添って考えることにほかなりません。

市民一人ひとりが、日常生活の中で人権感覚を身に付け、人権尊重の視点を大切に、それぞれの個性を認め合いながら、お互いに思いやり、支え合っていくことが大切です。

- ・日常生活の中で、人権問題へ関心を寄せ、理解と認識を深めること
- ・他者を思いやり、行動すること
- ・ボランティア活動など地域社会への参加
- ・人権啓発活動への参加

2 地域の団体の皆さんへ

地域社会は、市民が日常の地域活動等を通じて様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては思いやりの心や自立心を育み、社会性を体験的に学ぶ場として重要な意味合いがあります。人権感覚は、地域社会における日常の交流の中で自然に会得されていくものです。

ライフサイクルにおいて、「子どもの時期」と「高齢期」は地域との結びつきが強く、少子高齢化が進む中、地域社会の果たす役割がより大きくなっています。

活動や交流を通して、地域の結びつきが強まり、疎外感を抱くことなく、誰もが暮らしやすい地域社会となるよう、自治会・町内会をはじめ、子ども会、青少年団体、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO等による多様な活動が、地域で活発に展開されることを期待します。

- ・子どもから高齢者まで、幅広い世代が参画する地域の団体による地域活動の活発な展開
- ・防災訓練等による自助・共助を進めるための意識の醸成

3 事業者の皆さんへ

近年、労働者の約4割がパートや派遣、契約社員といった非正規雇用となり、賃金など待遇に格差が生じています。さらに、派遣切りやパワー・ハラスメントも顕在化し、賃金格差だけではなく、雇用不安、職場での孤立など非正規雇用の現実は深刻化しています。

また、正規・非正規に関わらず、長時間労働など過重労働による心理的ストレスを感じている人も増加しています。

法令遵守に加え、人権を尊重した誰もが働きやすい職場環境をつくることは、企業等の発展にもつながります。

事業者の皆さんに人権を尊重した体制づくりを期待します。

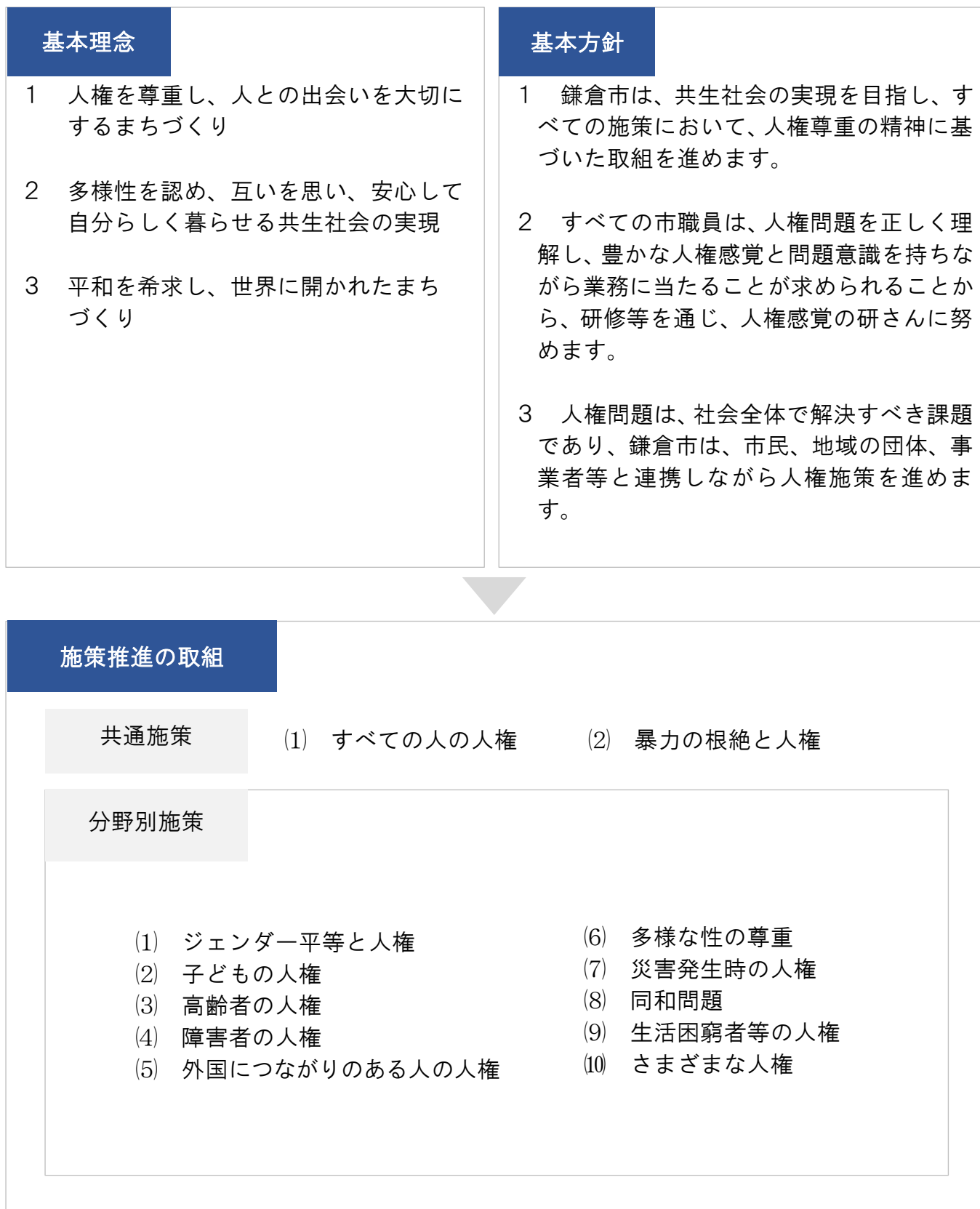
- ・ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶など、人権の尊重
- ・ ワーク・ライフ・バランスなど働きやすい職場環境づくりへの配慮
- ・ 事業所内の人権啓発・研修の推進
- ・ 地域における研修会等、ボランティア活動への従業員の参加についての配慮

参考資料

1	第3次かまくら人権施策推進指針体系図	30
2	かまくら人権施策推進委員会委員名簿	31
3	第3次かまくら人権施策推進指針策定経過	32
4	意見聴取概要	33
	(1) 市民参加型共創プラットフォームを活用した意見募集の概要	
	(2) 鎌倉市意見公募手続き条例に基づく意見募集（パブリックコメント）概要	
5	平和都市宣言	35
6	鎌倉市民憲章	35
7	かまくら人権施策推進委員会条例	36
8	鎌倉市共生社会の実現を目指す条例	37
9	関係法令等	40
	日本国憲法（抜粋）	
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	

1 第3次かまくら人権施策推進指針体系図

基本理念、基本方針及びそれらを実現するための手段である施策推進の取組の関係性を表わしたイメージ図は次のとおりです。



2 かまくら人権施策推進委員会委員名簿

任期：令和4年（2022年）12月1日～令和6年（2024年）11月30日

氏名	役職等
秋元 珠英	特定非営利法人かながわ女のスペースみずら 理事 (一般社団法人神奈川人権センター推薦、同理事)
影山 愛	神奈川県弁護士会 弁護士
倉田 新 (委員長)	城西国際大学福祉総合学部 教授
坂上 拓也	特定非営利活動法人地域生活サポートまいんど就労サポート センターねくすと 管理者
樽井 彰子 (副委員長)	特定非営利活動法人かまくら在宅生活相談センター 理事長

(敬称略・50音順)

3 第3次かまくら人権施策推進指針策定経過

年月日	内容
令和5年8月3日(木) ～10月18日(水) (最終意見到着日)	第1回市民参加型共創プラットフォームによる市民意見公募実施
令和5年8月30日	令和5年度第1回鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会(庁内連絡会) (指針策定の考え方について説明・協議、新規及び変更点について構成の検討、今後の進め方について説明)
令和5年9月13日	令和5年度第1回かまくら人権施策推進委員会【諮問】 (諮問、指針策定の考え方について説明・協議、新規及び変更点について構成の検討、今後の進め方について説明)
令和5年11月2日(木) ～12月2日(土) (最終意見到着日)	第2回市民参加型共創プラットフォームによる市民意見公募実施
令和5年11月20日	令和5年度第2回鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会(庁内連絡会) (構成の確認、素案の協議、市民参加型共創プラットフォームによる意見の説明、スケジュールについて説明)
令和5年11月27日	令和5年度第2回かまくら人権施策推進委員会 (構成の確認、素案の協議、市民参加型共創プラットフォームによる意見の説明、スケジュールについて説明)
令和5年12月15日	市議会報告(素案)
令和5年12月25日 ～令和6年1月24日	パブリックコメント及び庁内意見公募実施
令和6年2月27日	令和5年度第3回鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会(庁内連絡会) (パブリックコメント及び庁内意見を踏まえた最終案の説明)
令和6年3月7日	令和5年度第3回かまくら人権施策推進委員会【答申】 (パブリックコメント及び庁内意見を踏まえた最終案の説明、答申)

4 意見聴取概要

(1) 市民参加型共創プラットフォームを活用した意見募集の概要

ア 実施目的・指針への反映

本指針は、鎌倉市が人権尊重の視点により施策を推進していくための基本理念や基本方針、施策推進の方向性とその取組などを示すものとして位置付けています。

そのため、本指針の策定においては、情報を広く公開し、政策形成過程の透明性を確保するとともに、市民をはじめとした多様な立場の方々からアイデアや意見を募り、より多様な視点を包摂した指針となるよう、鎌倉市スマートシティ構想(令和4年(2022年)改定)に基づき、政策形成過程に幅広い市民の意見を反映させる仕組みとして運用している「市民参加型共創プラットフォーム」を活用し、オンライン上にてアイデアや意見の募集を行いました。

イ 市民参加型共創プラットフォームの活用方法とスケジュール

本指針の策定に当たって、早期から市民の思いや考えを本指針の検討に生かすことを目的として、庁内での指針の骨子・素案の検討やパブリックコメントよりも前の段階で現在の市民の問題意識や課題感を把握するため、2つのテーマについて、アイデア・意見等の募集を行いました。

また、令和5年(2023年)9月にかまくら人権施策推進委員会で本指針の構成の整理を行ったのちに、新たに追加した3つの分野における本市が取り組むべき事柄について、アイデア・意見等の募集を行いました。

実施時期	問いかけテーマ	投稿数
①素案・骨子検討前 令和5年8月3日(木) ～10月18日(水)* (*最終意見到着日)	あなたが考える「差別や偏見、不当な扱い」は?	10
	「差別や偏見、不当な扱い」をなくすには?	7
②素案の構成整理後 令和5年11月2日(木) ～12月2日(土)* (*最終意見到着日)	すべての人の人権	5
	暴力の根絶と人権	1
	ジェンダーと人権/多様な性の尊重	1

(2) 鎌倉市意見公募手続き条例に基づく意見募集（パブリックコメント）概要

鎌倉市意見公募手続き条例に基づき、広く市民等から意見を聴くとともに、市が市民等への説明責任を果たすことにより、公正で透明な開かれた市政の推進を図ることを目的に意見公募を行いました。

ア 意見公募方法等

(ア) 意見公募期間

令和5年12月25日（月）～令和6年1月24日（水）

(イ) 意見公募の周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・広報かまくらへの掲載（1月1日号）
- ・市役所本庁舎1階ロビー、生涯学習センター、各図書館で配布
- ・各支所での閲覧

イ 意見公募結果

(ア) 意見提出者の総数 3名

(イ) 受付方法の内訳〔電子メール3通〕 14件

5 平和都市宣言

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

6 鎌倉市民憲章

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 一 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 一 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 一 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 一 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 一 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

7 かまくら人権施策推進委員会条例

かまくら人権施策推進委員会条例

平成24年2月24日条例第27号

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、人権の尊重に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、かまくら人権施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) かまくら人権施策推進指針についての助言及び提言に関する事項
- (2) 人権施策の推進についての調査、研究及び評価に関する事項
- (3) その他人権施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び人権の尊重に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

8 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

平成31年3月25日条例第32号

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適切な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画す

る機会を確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって、必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

(基本的施策)

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

(災害等への対応)

第7条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、基本理念にのっとり、市民及び市内滞在者が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことが

できるよう取組むものとする。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

9 関係法令等

日本国憲法（抜粋）

昭和 22 年 5 月 3 日施行

（前 文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（基本的人権の享有）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重・公共の福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(思想及び良心の自由)

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

(基本的人権の尊重)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の重要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて、国民が、その発展段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策にかかる事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講じることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施

行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

第3次かまくら人権施策推進指針

令和6年(2024)年3月

発行：鎌倉市共生共創部地域共生課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話 0467-61-3870(直通)

Eメール jinken-danjo@city.kamakura.kanagawa.jp